

東海大学短期大学部障がい学生支援に関する指針

2016年4月1日制定

東海大学短期大学部（以下「本学」という。）は創設以来、一貫してヒューマニズム精神に立脚した教育観を貫くとともに、教育理念の一つの柱として、教育の機会均等を掲げてきた。本学は、建学の精神及び教育理念に基づき、本学に在籍する学生及び入学を希望する者に対して、障がいの有無に由来する直接的、間接的差別の解消に努めるとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進のため、ここに東海大学短期大学部障がい学生支援に関する指針（以下「本指針」という。）を制定する。

1. 目的

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成27年)」に則り、本学に在籍する障がいを有する学生の修学支援及び障がいを有する入学希望者に対する修学機会の確保等に関する基本的事項を定め、本学の障がい学生支援を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- 1) 本学の全ての教職員（非常勤を含む。以下「教職員」という。）及び学生（学科、聴講生、科目等履修生、研究生等。以下「学生」という。）は、障がいを理由とする修学上の差別の解消に取り組むとともに、障がい学生が、障がいのない学生と平等に教育研究、課外活動等に参加できるよう機会の確保に努める。
- 2) 本学は、共生社会の形成に向けて、障がいの有無にかかわらず、全ての教職員及び学生が、相互理解と尊重の精神を培うための教育環境の整備に努める。
- 3) 本学は、障がいの有無にかかわらず、全ての学生が社会で活躍できる人材に成長できるよう支援に努める。

3. 障がい及び不当な差別的取扱いの定義

- 1) (障がい) 身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）又はその他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態。
- 2) (不当な差別的取扱い) 直接差別とは、障がいがあることを理由に排除することであり、間接差別とは障がいがあると参加が難しい要件を設けること。

社会的障壁とは、障がい者にとって「多くの人」向けに作られた事物、制度、慣行、観念などが社会生活を営む上で障壁となっている状態。

4. 不当な差別的取扱いの禁止

本学は、障がい学生及び障がいがある入学希望者に対して、正当な理由なく障がいに由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

5. 合理的配慮の提供

1) 本学は、障がい学生及び障がいがある入学希望者から、不当な差別的取扱いの解消を必要とする旨の意思表示があった場合、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、意思表示者の権利利益の侵害とならないよう、適切な合理的配慮の提供に努める。

2) 合理的配慮の事項及び考え方は、基本的に次のとおりとする。

①機会の確保

障がいを理由に修学を断念することのないよう、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持する。

②情報公開

障がい学生及び障がいがある入学希望者に対し、本学全体としての受入れ姿勢・方針を示す。

③決定過程

権利の主体が障がい学生及び障がいがある入学希望者本人にあることを踏まえ、本人の要望に基づいた調整を行う。

④教育方法

情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験及び成績評価等における配慮に努める。

⑤支援体制

本学全体としての専門性のある支援体制の確保に努める。

⑥施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

6. 第三者的調整組織

本学と障がい学生との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合、東海大学短期大学部ハラスメント防止人権委員会が、第三者的視点に立ち調整を行う。

7. 研修・啓発

本学は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るために、本学教職員及び学生に対して必要な研修及び啓発活動の実施に努める。

8. 学長の責務

学長は、本指針に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するために必要な規程及び組織の整備、予算措置を講ずるよう努める。

以上